

## 償却資産（固定資産税）の所有者は申告を

問 本庁舎固定資産税課 ☎ 0857-30-8156 📠 0857-20-3920

**対象** 事業を行っている個人や会社で、市内に償却資産を所有している場合  
**提出内容** 令和3年1月1日現在の資産の状況について、償却資産申告書を提出してください。  
**添付書類** 個人名義で申告する場合：個人番号が確認できるカードなどと、身元確認できる運転免許証など ※郵送の場合は写しを添付  
**提出期限** 2月1日（月）  
**提出先** 固定資産税課、各総合支所市民福祉課

### 償却資産の種類と具体例

種類	資産の例
第1種 構築物* (建物附属設備を含む)	プレハブなど簡易な建物で家屋評価としないもの、舗装路面、広告塔、門、フェンス、外灯、側溝、建物から独立しているキャノピーなど
第2種 機械および装置	工作機械、製造機械、印刷機械などの機械設備、ブルドーザー、パワーショベルなど土木機械、屋外の受変電設備、太陽光発電設備（出力10kW以上）など
第3種 船舶	漁船、貨物船、客船、ボートなど
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプターなど
第5種 車両および運搬具	自転車、リヤカー、構内運搬車、フォークリフト、大型特殊自動車など（ただし、自動車税や軽自動車税を課されているものは除く）
第6種 工具・器具および備品	机、椅子、ロッカー、レジスター、パソコンなどの事務機器、理美容機器、医療機器、測定工具、厨房用品、冷暖房機器、音響機器など

※第1種構築物：賃借人（テナントの人など）が取付けた建物附属設備および内部造作・設備などで事業の用に供されている資産は、賃借人が償却資産として申告してください。

### インターネットによる電子申告「eLTAX(エルタックス)」のご利用案内

本市では、エルタックスによる固定資産税（償却資産）の電子申告を受け付けています。エルタックスのサービスは無料でご利用いただけます。

#### ▼エルタックス利用によるメリット▼

- 自宅やオフィスからインターネットで手続きできます。
  - エルタックス用の無償ソフト「PCdesk」または市販の税務・会計ソフト（エルタックス対応ソフトに限る）で申告書が簡単に作成できます。
  - 複数の市町村への申告を、まとめて一度に送信できます。
- ※詳しくは、**ホームページ** (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

## あなたの飼い犬・飼い猫は、ご近所に迷惑をかけていませんか？

問 駅南庁舎生活安全課 ☎ 0857-30-8551 📠 0857-20-3962、各総合支所市民福祉課(14ページ)

犬や猫に関するルールやマナーについて相談や苦情が多く寄せられています。思い当たることはありませんか？

### 無責任な野良猫のエサやりをしない

無責任に野良猫にエサを与えることで、野良猫がどんどん増えて、フン・尿や鳴き声などによる周辺への被害や迷惑も大きくなります。周辺住民の理解を得られない状況で、不妊・去勢手術や猫のトイレ管理もせず、無責任に野良猫にエサやりをすることは止めましょう。

### 最期まで面倒をみる

飼育環境を整え、健康状態に気を配りましょう。家族の一員として、最期まで責任と愛情を持って飼育してください。どうしても飼えなくなった場合、責任を持って飼ってくれる人を探してください。

### フン・尿を始末する

フンは持ち帰り、尿は持参したペットボトルの水で流すなど、後始末を行いましょう。「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」により「飼い犬のフンの放置」は禁止されています。違反した場合、2万円以下の過料が科される場合もあります。

### 不妊・去勢手術をする

生まれた子犬や子猫を飼えない、新たな飼い主を見つけることが出来ないのであれば、生まれる前に飼い主の責任で不妊・去勢手術を行いましょう。また、病気の予防にもなります。

### 迷子にしない

飼い主の連絡先がわかるよう首輪に必ず鑑札を装着し、迷子になっても飼い主のところへ戻れるようにしましょう。マイクロチップの装着も推奨します。

### 犬はつないで飼う・無駄吠えをさせない

放し飼いはもちろん、散歩中も必ずリードをつけて放さないようにしてください。無駄吠えが続くと近所の人や犬が嫌いになります。適切なしつけをするなど、迷惑をかけないようにしましょう。

### 猫は屋内で飼う

交通事故や病気、猫同士のケンカによるケガを避けられます。大切な猫のためにも屋内で飼いましょう。

## ご存知ですか？～ロービジョン～

問 本庁舎障がい福祉課 ☎ 0857-30-8217 📠 0857-20-3907

視覚に障がいのある人には、まったく見えない人のほかに、視野が狭くなったり、視界の一部が欠けている、暗いところでは見えないといった、見え方に何らかの支障がある状態（ロービジョン）の人もいます。『これぐらいに見えるだろう、気づくだろう』という考えで作られた本や注意書きが読めなかったり、放置自転車などに気づかずぶつかる、自動扉の入口が見つけられない、あいさつされた人の顔がわからないなど、ロービジョンの人にとって日常生活で困ることが多くあります。

公営社団法人日本眼科医会が2009年に公表した推定値によると、国内の視覚障がい者約164万人のうち、

ロービジョンの人は145万人いると言われており、そのうち本市には約2千人のロービジョンの人がいると推計されます。なかには自分がロービジョンの状態にあると認識していない人もいます。

ロービジョンの状態にあるかどうかは、見え方も人それぞれで、外見では判断が難しいため、支援が必要な人であっても周りに理解されないことがあります。

何気なくよけている危ない場所でも、ロービジョンの人にとっては、よけることが難しい場面が多くあります。通路を自転車や荷物でふさがらないといったことや、白杖やヘルプマークを持っている人が困っていたら声掛けをするなどの配慮をみんなですていましょう。



狭く見える



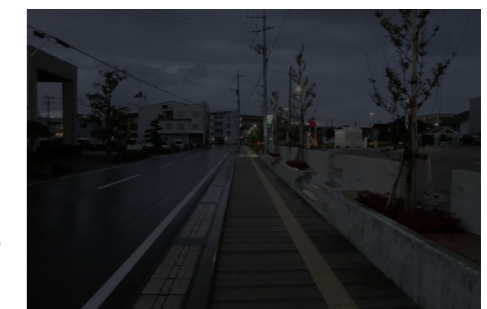
元の風景(昼)



元の風景(夜)



まぶしさを強く感じる



とても暗く見える

### ■ヘルプマークとは？

障がいや妊娠などで配慮が必要な人のためのマークで、ストラップタイプとピンタイプがあります。このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。



### ■見え方について困りごとを抱えている人へ

#### 視覚に関する悩みの相談

目が見えない・見えにくい人、その家族や支援者を対象に相談を受け付けています。身体障害者手帳の有無を問わず、見ることに不自由を感じている人であれば誰でも利用できます。

問 鳥取県視覚障がい者東部支援センター(さざんか会館内)  
☎ 0857-32-8015 📠 0857-32-8018